

2024/08/28

吉岡 政昭

梅森議員の町民センター改修建築主体工事等の 随意契約（工事落札）の賛成討論について。

（梅森議員賛成討論）

「最初ですが、①こういう質疑というのは、予め想定されていた事だと
思いますので、まれなケースという説明も最初ありましたが、きちんと説
明をして理解を各議員に理解してもらうという努力がちょっと足りなかつ
たのかなという気はしますが、②適正に策定されたものであることを理解
しましたので、本件について賛成。」

梅森議員の発言には、今までも、いつも、「強い違和感」を持ってきました。
今回も「同じ違和感」を持ちました。

1. いつもの「町理事者寄りの結論」をのべるための『厚化粧の前振り』

一段高いところから『評論家の態度』で、『批評』し、いかにも公平感を示そうと
するが、多くの場合、『公平』でも『正しい判断』ではありませんでした。

（1）今回の梅森議員の「前振り」は次のようなものです。

「きちんと説明をして理解を各議員に理解してもらうという努力がちょっと
足りなかつたのかなという気はします。」と町理事者を批判（？）。

しかし、今回の「町民センターの改修建設主体工事工事入札」の『落札問題』は、
「安平町事後審査型条件付き一般競争入札実施要綱」から明らかに外れた判断が
なされ、その点の指摘や業者との随意契約のための落札金額が、入札金額よりも
4千万円も上積みするなど、通常あり得ないことや最低制限価格を下回る『失格』
となる入札金額を示した企業のその後の『入札』に関する基本問題が審議の中心
の一つとなり、最初から『梅森議員の理解を超えた』問題となったようでした。
つまり、梅森議員が言う「各議員に理解してもらうという努力がちょっと足りな
かつたのかな」というレベルの話ではなかったのです。

端的に言えば、法律違反（不正）に限りなく近い『入札』の扱いであり、さらに
言えば、住民監査請求や住民訴訟を視野に入れた判断もあり得る状況だったので
す。梅森議員が「こういう質疑というのは、予め想定されていた事だ」と発言し
たが、そこまで言うのならば、反対した各議員から指摘された問題について、梅
森議員が、賛成の立場で、質疑に参戦し、自己主張をすべきではなかったと思う

のです。いつものことですが、『わかったふり』して、具体的問題に一切触れず、賛成の結論だけを主張する。高見にいて、事実上、議論に全く参加しない。(出来ない) まずは、そこが問題だと思います。

(2) 梅森議員の「賛成した理由」は、具体的根拠を示さず、つまり、**議論から離れた「賛成論」**。はなはだ、「不可解」だ！

梅森議員は『・・・足りなかったのかなという気はしますが、②適正に策定されたものであることを理解しましたので、本件について賛成(する)。』と述べたました

つまり、私の違和感は、梅森議員が言う『入札から落札』に至るプロセスがを「適正に策定された」のであることを理解したので賛成した』と『賛成理由』を述べたことである。そもそも、梅森議員は、「適正に策定された」と言う意味をわかっているのか？しかも、「議論の論点」には一切触れずぬです。

録画での音声を聞いたとき、『ウ?』と思いましたが、議事録で再確認したあとで、改めて『策定』の意味を再確認しました。

そもそも、『策定』とは、『意図的にあれこれ、考えて定めること』を意味します。例えば、「○○に関する計画を策定する」とか『○○の為の予算を策定する』等です。

しかし、入札による『落札』は、基本的には、「安平町事後審査型条件付き一般競争入札実施要綱」の規程に基づいて、行われるものであり、「計画」や「予算」のように「意図的に策定される」ものではありません。『実施要綱』に従って、ある意味、淡々と、実務的に執行されるものであると私は考えているが、そうでなければ不正落札(談合等々)になる恐れ、その疑いを生じさせると、思うからです。

「安平町事後審査型条件付き一般競争入札実施要綱」の規程に基づいて行われるポイントになるのは、おおよそ次に並べたものになります。

- ①最低制限価格を下回っていないか。 ②予定価格を超えていないか。
- ③最低制限価格を下回って入札した企業は、そのときの入札は、『失格』とする。
- ④「再度入札」と「再度公告入札」の理解。
- ①2回目の入札において、落札者が決定しなかった場合は、『不調』とし、『再度公告入札』を行うか、または、最低価格の落札者と随意契約の協議をするか選択する。等々の判断に立って対応する。

梅森議員の「賛成した理由」は、具体的根拠が示されていません。つまり、議論から離れた「賛成論」。はなはだ、「不可解」だ！

「適正に策定された」から、は議論の入り口にも立ってはいない！